

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年8月27日
【事業年度】	第63期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	京都機械工具株式会社
【英訳名】	KYOTO TOOL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宇城 邦英
【本店の所在の場所】	京都市伏見区下鳥羽渡瀬町101番地 （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は、下記「最寄りの連絡場所」 で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地
【電話番号】	0774(46)3700
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営統括部・経営企画部担当 経営統括部長 山崎 正徳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月26日に提出した第63期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

社外監査役の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

社外監査役の状況

(訂正前)

当社は、監査役3名のうち2名が社外監査役であります。

監査役 津田穂積は、株式会社三東工業社の社外監査役であります。当社は株式会社三東工業社との間には特別な関係はありません。

監査役 鈴木治一は、植松・鈴木法律事務所の弁護士であります。当社は同事務所の他の弁護士と法律顧問に関する契約を締結しております。なお、同事務所とは法律業務委託等の取引関係が生じる可能性があります。

また、社外監査役の選任に関しては、財務及び会計並びに税務の観点より経営の監視・監督・助言を行うために公認会計士及び税理士の資格を有する者を1名、法務の観点より経営の監視・監督・助言を行うために弁護士の資格を有する者を1名選任しております。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について、明確に定めた基準又は方針はありませんが、選任にあたっては、当社との間に重要な利害関係がないことに加えて、大阪証券取引所が独立役員の届出にあたって定める事前相談要件又は開示加重要件に該当しないことを、その独立性に関する判断基準として参考にしております。

なお、当社は社外監査役である津田穂積が、有価証券上場規定施行規則等に規定される独立役員としての資格を有していることから独立役員に選任されております。

社外監査役との連携については、常勤監査役及び内部監査担当部門が、期中の監査、会計監査及び内部監査の状況など、必要な情報及び資料を随時提供するとともに詳細に説明しています。また、取締役会及び監査役会では、審議事項について社外監査役に補足説明が必要な場合は、事前に説明を行うとともに、各社外監査役の専門分野については事前に相談し、審議内容に意見を反映することなどに努めています。

なお、当社は社外取締役を選任しておりません。当社は経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行機能を管理監督する機能をもつ取締役会に対し、財務及び会計並びに税務、法務の資格を有する者を社外監査役として選任しており、外部からの経営監視機能が整っていると判断しており、現状の体制としております。

(訂正後)

当社は、監査役3名のうち2名が社外監査役であります。

監査役 津田穂積は、株式会社三東工業社の社外監査役であります。当社は株式会社三東工業社との間には特別な関係はありません。

監査役 鈴木治一は、植松・鈴木法律事務所の弁護士であります。当社は同事務所の他の弁護士と法律顧問に関する契約を締結しております。なお、同事務所とは法律業務委託等の取引関係が生じる可能性があります。

社外監査役は、財務及び会計並びに税務、法務について専門的な知識や経験を活かし中立的かつ客観的な立場から経営の監視・監督・助言を行い、それぞれの活動を通じて、経営の透明性向上や健全性維持に貢献しており、コーポレート・ガバナンス体制が機能していると考えております。

また、社外監査役の選任に関しては、財務及び会計並びに税務の観点より経営の監視・監督・助言を行うために公認会計士及び税理士の資格を有する者を1名、法務の観点より経営の監視・監督・助言を行うために弁護士の資格を有する者を1名選任しております。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について、明確に定めた基準又は方針はありませんが、選任にあたっては、当社との間に重要な利害関係がないことに加えて、大阪証券取引所が独立役員の届出にあたって定める事前相談要件又は開示加重要件に該当しないことを、その独立性に関する判断基準として参考にしております。

なお、当社は社外監査役である津田穂積が、有価証券上場規定施行規則等に規定される独立役員としての資格を有していることから独立役員に選任されております。

社外監査役との連携については、常勤監査役及び内部監査担当部門が、期中の監査、会計監査及び内部監査の状況など、必要な情報及び資料を随時提供するとともに詳細に説明しています。また、取締役会及び監査役会では、審議事項について社外監査役に補足説明が必要な場合は、事前に説明を行うとともに、各社外監査役の専門分野については事前に相談し、審議内容に意見を反映することなどに努めています。

なお、当社は社外取締役を選任しておりません。当社は経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行機能を管理監督する機能をもつ取締役会に対し、財務及び会計並びに税務、法務の資格を有する者を社外監査役として選任しており、外部からの経営監視機能が整っていると判断しており、現状の体制としております。